

## 6 各課室事業の概要

# 健康福祉政策課

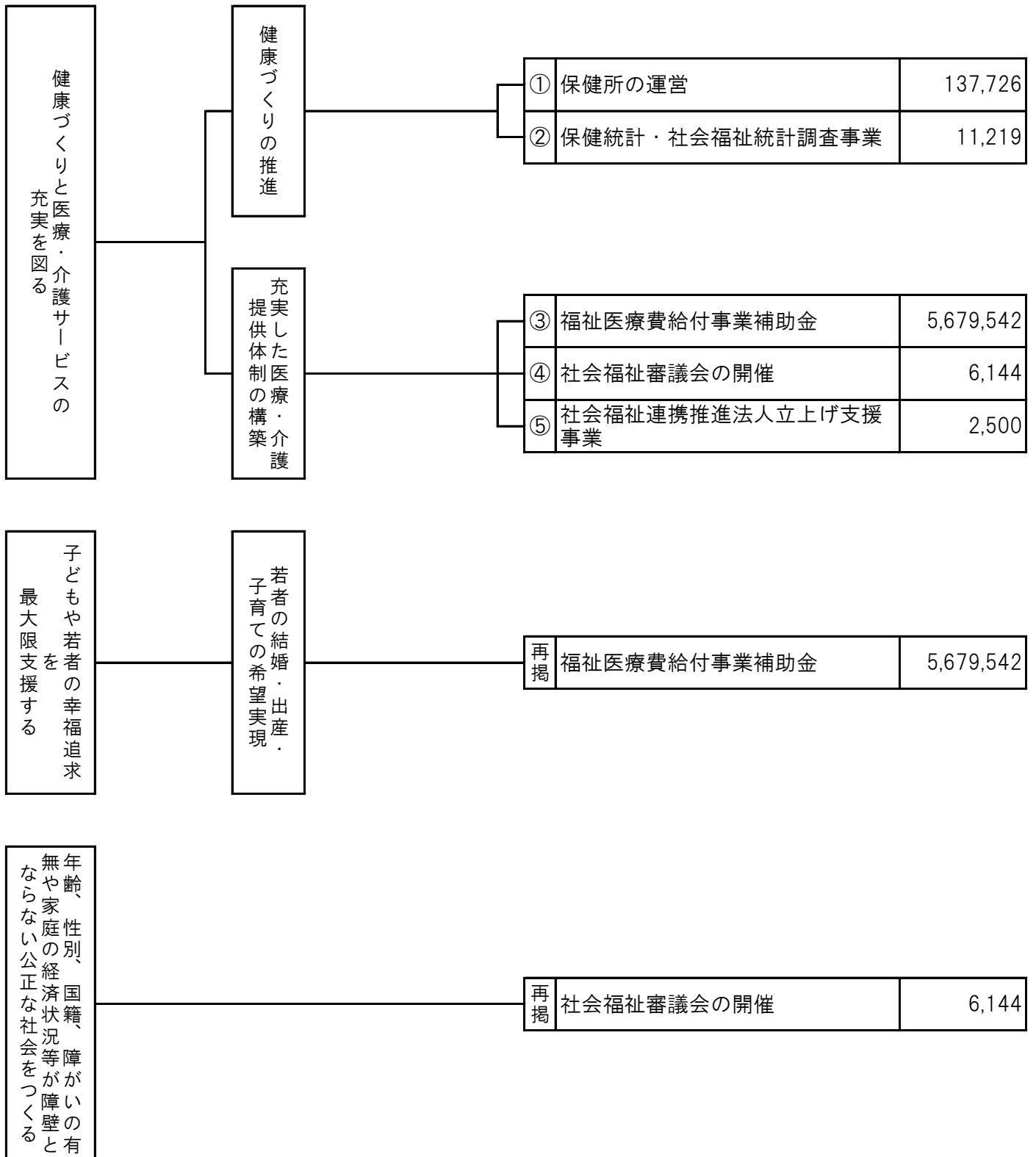
(1) 健康福祉政策課

予算額 (千円) R8年度 10,847,103(一般財源 9,974,881)

【施策体系】

【主要事業】

【予算額】  
(千円)



【事業概要(健康福祉政策課企画調整係)】

① 保健所の運営

(根拠法令:地域保健法等)

【予算額及び内訳】 1億3,772万6千円 (一般財源1億750万6千円、使用料等3,022万円)

【予算の主な内容】 旅費、需用費、役務費等

【目指す姿】

地域保健、医療の向上等を目指して、それぞれの地域の課題を踏まえ、保健所が広域的・専門的・技術的拠点としての役割を果たしていく。

【現 状】

- 昭和13年、県内初の保健所を上田市に設置。以降各地に設置され、地域における公衆衛生の向上と健康増進を推進する第一線の機関として、県民に密着した活動を実施してきた。
- 近年の急速な少子高齢化と人口減少、慢性疾患の増加、食品に対する県民の意識の高まりなど、地域保健を取り巻く状況の変化に対応するため、平成6年7月に「地域保健法」が公布。住民に身近で頻度の高い保健サービスは、福祉サービスとともに市町村が一元的に実施し、保健所は地域保健の広域的、専門的かつ技術的拠点として機能強化を図ることとされた。
- 地域保健法が全面施行された平成9年4月、それまでの17保健所1支所を、二次医療圏や老人保健福祉圏ごとの10保健所6支所体制に再編。
- 平成11年4月、長野市が中核市に移行することに伴い、長野市保健所を設置。
- 平成21年4月、保健分野と福祉分野の一層の連携を図るため、保健所、福祉事務所及び地方事務所福祉課の機能を併せ持つ組織として保健福祉事務所を設置。
  - ・ 保健師の集約配置による機能強化を図るため、保健所支所を本所に統合(10保健所1支所体制)。
  - ・ 業務の効率性や専門性確保の観点から、保健所検査課を集約。保健分野と福祉分野の密接な連携により、より専門的で高度なサービスの提供に努めていく。
- 令和3年4月、松本市が中核市に移行することに伴い、松本市保健所を設置。

【事業概要(健康福祉政策課企画調整係)】

② 保健統計・社会福祉統計調査事業

(根拠法令:統計法、人口動態調査令、地域保健法、等)

【予算額及び内訳】1,121万9千円(国庫委託金1,121万9千円)

【予算の主な内容】調査員手当、記入者手当、市町村交付金等

【目指す姿】

人口動態調査、国民生活基礎調査等各種統計調査を適正に実施し、保健福祉行政の基礎資料を収集する。

【現 状】

厚生労働省からの委託を受け、各種厚生統計調査を実施している。

集計された統計情報は、保健福祉行政の基礎資料として活用される。

【事業内容】

(1)統計調査一覧

種別	調査名	時期	調査内容	備考
基幹 統計 調査 注)	人口動態調査	月報	「戸籍法」及び「死産の届出に関する規程」に基づく届出書から出生、死亡、婚姻、離婚及び死産の実態を調査	(保健所→本庁) 翌月25日期限
	人口動態職業・産業調査	4月 ～ 3月	出生、死亡、死産、婚姻、離婚の各届出書に記載された職業(死亡届は産業含む。)の状況を調査	5年毎 (次回令和12年実施)
	国民生活基礎調査	6月 ～ 7月	保健、医療、福祉、年金、所得、介護の状況等の国民生活の基礎的事項についての調査	毎年実施 3年に1回大規模調査 (次回令和10年実施)
	医療施設動態調査	月報	医療施設の分布・整理状況(開設、休止、廃止、変更等)及び診療機能(病床数、診療科目等)の調査	(保健所→本庁) 翌月10日期限
	医療施設静態調査	10月	医療施設の分布、整備の実態及び診療機能の調査	3年毎 (令和8年実施) ※平成29年調査より、 病院の従事者数を調査項目に追加
	患者調査(国実施)	10月	医療施設を利用する患者数をとらえるとともに、疾病の種類、受療の種類、受療の動向等を明らかにする調査	3年毎 (令和8年実施)

注)基幹統計調査 国勢統計、国民経済計算及び行政機関が作成する統計のうち重要なものとして総務大臣が指定した統計

種別	調査名	時期	調査内容	備考
一般 統計 調査 注)	受療行動調査	10月	医療施設を利用する患者から、その受療状況、受けた医療に対する満足度、患者の医療に対する認識や行動を明らかにする調査	3年毎 (令和8年実施)
	病院報告(患者票)	月報	病院、療養病床を有する診療所における患者の利用状況(入院・外来患者数等)を把握する調査	(保健所→本庁) 翌月15日期限
	病院報告(従事者票)	年報	病院の10月1日現在における従事者数の調査	平成29年より廃止 ※同調査により把握していた病院の従事者数は、医療施設静態調査により把握することとなった。
	社会保障・人口問題基本調査	6月	結婚並びに夫婦の出生力に関する実態、家庭機能の変化、世帯変動の現状、人口移動の傾向、世帯内単身者の実態等の調査	5種類の全国調査を毎年1種類ずつ実施
	地域保健・健康増進事業報告	年度報	地域住民の健康の保持及び増進を目的とする地域の特性に応じた保健施策の展開等を、実施主体である保健所及び市区町村ごとに把握する調査	(保健所→本庁) 5月末期限
	衛生行政報告例	備考参照	衛生行政の実態を把握するための各種調査	年度報(毎年)及び隔年報(令和8年度実施)に分類
	医師・歯科医師・薬剤師調査	隔年	12月31日現在の医師、歯科医師、薬剤師の分布と就業状況の調査	2年毎 (令和8年実施)
	社会保障制度企画調査(社会保障制度改革に関する意識等調査)	7月	社会保障に係る負担のあり方などについての意識を把握するための調査	毎年、調査内容を変えて実施
	社会福祉施設等調査	10月	10月1日に所在する全社会福祉施設等の在り者、従事者の状況等を把握するとともに、社会福祉施設等名簿を作成するための調査	毎年実施
	介護サービス施設・事業所調査	10月	10月1日に所在する介護保健施設及び事業所の介護サービスの提供体制、提供内容を把握するとともに、介護サービス施設・事業所名簿を作成するための調査	毎年実施
	福祉行政報告例	備考参照	生活保護・身体障害者福祉・児童福祉等社会福祉行政の実態を数量的に把握するための調査	年度報(毎年)及び月報(毎月)
	こどもの福祉と保健に関する状況報告	年度報	こども・子育て関係法規の施行に伴う行政の実態を把握するための調査	年度報(毎年)

注)一般統計調査 行政機関が行う統計調査のうち基幹統計調査以外のもの

## (2)基礎資料

資料名	発行時期	編集方針等
長野県衛生年報	3月	人口動態をはじめ、医療、保健、食品、薬事等の各種保健統計及び業務統計を中心に収録。県ホームページで公表。

### 【特記事項】

○社会福祉施設等調査及び介護サービス施設・事業所調査は、平成21年度から民間委託により実施

【事業概要(健康福祉政策課企画調整係)】

③ 福祉医療費給付事業補助金

(根拠法令:福祉医療費給付事業補助金交付要綱)

【予算額及び内訳】 56億7,954万2千円 (一般財源 49億8,639万3千円、基金繰入金 6億9,314万9千円)

【予算の主な内容】 市町村が行う福祉医療費給付事業に対する補助金の交付

【目指す姿】

乳幼児等、障がい者、母子家庭の母子等及び父子家庭の父子の経済的負担を軽減し、福祉の向上を図る。

【現 状】

少子化が進む中、子ども・子育て支援として、乳幼児等の医療費の助成を行い、経済的負担を軽減することが求められている。また、障がい者やひとり親家庭を経済的に支援するため、医療費を助成し、福祉の向上を図ることが必要となっている。

【事業主体】

市町村

【事業内容】

市町村が行う乳幼児等、障がい者、母子家庭の母子等及び父子家庭の父子に対する医療費の自己負担分の助成に関する事業(福祉医療費給付事業)に要する経費に対する補助(補助率:県1/2以内)

《県補助金の交付対象範囲》

区 分	所 得 制 限	予 算 額
乳幼児等(入通院ともに中学校3年生まで)	なし	56億7,954万2千円
障がい者 ・身体1～3級 ・知的A1～B1 ・精神1級・2級 ・65歳以上国民年金法施行令該当	特別障害者手当準拠 (身障3級、精神2級は所得税非課税者)  年度末年齢が18歳まではなし	
母子家庭の母子、父母のいない児童	児童扶養手当準拠	
父子家庭の父子		

※受給者負担金:1レセプトあたり500円

【事業の経過等】

年 度	R5	R6	R7
予算額(当初)	46億4,745万3千円	52億9,203万7千円	56億4,227万7千円

福祉医療費給付事業の沿革

年月日	老人	障がい者	乳幼児等	母子家庭等	父子家庭	医療保険制度の改正
昭和						
46. 4. 1	<制度創設> 75歳以上の入院外					
47. 4. 1	75歳以上の入院を加える	<制度創設> 20歳未満で特児手当法第3条第1項該当者				
48. 1. 1	70歳以上(法非該当者)に対象者を拡大					48. 1. 1 ○老人福祉法改正 老人医療費支給制度開始
48. 4. 1		20歳以上要常時介護者(身障手帳・要の手帳交付者)を加える	<制度創設> 2歳未満児(所得制限なし、1,000円の一部負担)			
48.10. 1	65～69歳寝たきり等(法非該当者)を加える					48.10. 1 ○老人福祉法改正 65歳以上寝たきり老人を対象 ○高額療養費支給制度(任意給付)開始
49. 4. 1			3歳未満に引き上げ、一部負担金を廃止			
49. 7.11	補助金交付要綱を一本化					
49.11. 1				<制度創設> 母子家庭・父のいない児童(子・児童は18歳未満)で所得税非課税		
50. 4. 1				50歳以上ひとり暮らし女子(所得税非課税者)に対する助成開始		
50.10. 1	65歳以上70歳未満のひとり暮らし老人に対する助成開始	・20歳未満で特児手当法1級該当児 ・20歳以上で身障手帳1級該当者 ・20歳以上で要常時介護者(身障手帳2級以下、療育手帳A1)				
53. 7. 1	68歳以上70歳未満の低所得老人に対する助成開始					
54.10. 1		対象者拡大(身障手帳2級該当者)			<制度創設> 父子家庭の父子(子は18歳未満)で所得税非課税者	
56. 7. 1		対象者拡大(身障手帳3級で所得税非課税者、職傷病者)				
58. 2. 1	老人保健法を準用した一部負担金導入	65歳以上で寝たきり等の者を加える		ひとり暮らし女子に老人保健法を準用した一部負担導入		58. 2. 1 ○老人保健法施行
58. 7. 1			乳幼児医療に児童手当本則給付準用の所得制限を導入(10日以上入院については所得制限なし)	母子・父子家庭対象の子、父のいない児童の範囲に18歳以上20歳未満で高等学校等に在学・在校の者を加える		
平成				ひとり暮らし女子の助成廃止(経過措置あり)		59.10. 1 ○健康保険法改正 定率制導入
6.10. 1			入院時の食事に係る標準負担について支給対象とする(経過措置適用のひとり暮らし女子を除く)			平成 6.10. 1 ○健康保険法等改正 入院時食事療養費の創設
8. 7. 1			所得制限を撤廃			9. 9. 1 ○健康保険法等改正 外来薬剤一部負担金の導入
9. 9. 1			外来薬剤一部負担金について支給対象とする			9. 9. 1 ○老人保健の薬剤一部負担金免除 12. 4. 1 ○介護保険法の施行
11. 7. 1	外来薬剤一部負担金について支給対象とする					13. 1. 1 ○健康保険法等改正 高額療養費に定率負担部分導入及び上位所得者区分を創設 老人保健の一部負担に定率制及び高額医療費制度導入及び薬剤一部負担金廃止
13.11	県と市町村が共同で「福祉医療制度のあり方検討委員会」を設置					14.10. 1 ○健康保険法等改正 3歳未満乳幼児の給付率8割統一 老人保健の対象年齢引き上げ、一部負担完全定率制移行及び高額医療費制度の自己負担限度額等の改正
14. 8. 5	「福祉医療制度のあり方検討委員会」からの提言書					
15. 7. 1	自動給付方式・医療費返付制度の導入					15. 4. 1 ○健康保険法等改正 3歳未満及び高齢者を除き、給付率を7割に統一 薬剤一部負担金全廃
	ひとり暮らし老人の助成廃止(経過措置あり)	対象区分変更 (療育手帳1級以上及び精神手帳1級通院を対象に追加、特児1級及び20歳以上身障3級以下要常時介護を他の区分に統合及び廃止) 所得制限導入 (特別障害者手当準拠)	受給者負担金の導入、入院時食事療養費標準負担額への補助廃止	対象年齢引き上げ (入院：就学前、外来：4歳未満) 所得制限導入 (児童手当法(特例給付含む)準拠)	所得制限の緩和 (所得税非課税者→児童扶養手当(一部支給)準拠)	
18. 4. 1				通院対象年齢引き上げ (4歳未満→就学前) 所得制限廃止		18. 4. 1 ○障害者自立支援法施行
20. 4. 1	68歳以上70歳未満老人の助成廃止(経過措置あり)					20. 4. 1 ○後期高齢者医療制度施行 ○老人保健法改正(高齢者医療確保法) 高齢者医療確保法 ○健康保険法等改正 3歳から小学校就学前乳幼児の給付率を8割に引き上げ、70歳から74歳の給付率を9割から8割に
20. 8. 1		精神1級通院の所得制限を緩和(特別障害者手当準拠)				
21.10. 1			受給者負担金の引上げ(1レセプト 300円 → 500円)			
22. 3.31	経過措置終了					
22. 4. 1		対象拡大：精神2級通院(自立支援医療の精神通院を追加、所得制限：所得税非課税)		入院対象年齢引き上げ (就学前→小3) 所得制限なし		
27. 4. 1		所得制限なし (年度末年齢18歳まで)		入院対象年齢引き上げ (小3→中3)		27. 1. 1 ○健康保険法等改正 70歳未満の高額療養費所得区分細分化 ○難病法施行
30. 8. 1						30. 4. 1 ○国民健康保険法関連の政令等改正 未就学児までの国保被保険者調整廃止
令和						
3. 8. 1						
4. 4. 1		対象拡大：精神2級通院(全診療科)				
6. 4. 1				通院対象年齢引き上げ (未就学児→小3)		
6. 4. 1				通院対象年齢引き上げ (小3→中3)		6. 4. 1 ○国民健康保険法関連の政令等改正 18歳未満までのこどもの医療費助成に係る国保被保険者調整廃止
8. 4. 1		対象拡大：精神2級入院(全診療科)				

【事業概要(健康福祉政策課企画調整係)】

④ 社会福祉審議会の開催  
(根拠法令:社会福祉法第7条第1項)

【予算額及び内訳】 614万4千円(一般財源614万4千円)  
【予算の主な内容】 委員報酬及び旅費

【目指す姿】

社会福祉に関する事項を調査・審議するほか、知事の諮問に答え、又は意見を具申する。  
専門分科会及び部会は、それぞれの所掌事務を審議する。

【現 状】

審議会本体では、毎年度、社会福祉の増進に関し必要な事項等について、審議している。  
《令和6年度審議実績》

長野県社会的養育推進計画の見直しについて、第三期子ども・子育て支援事業計画について 等

【社会福祉審議会及び専門分科会の概要】

【令和8年4月1日現在】

	審議会名	設置根拠	設 置 目 的	調査審議事項	委員数 (R8.4.1現在)	開催回数
1	社会福祉審議会	社会福祉法第7条第1項	社会福祉に関する事項を調査審議するほか、知事の諮問に答え、又は意見を具申する。	社会福祉に関する事項 (社会福祉法第7条第1項)	15名 (社会福祉事業従事者、学識経験者)	年2回程度 (定例会)
2	民生委員審査専門分科会	社会福祉法第11条第1項	民生委員の適否の審査に関する事項を調査審議する。	①民生委員の推薦に当たっての意見具申 (民生委員法第5条第2項及び第7条第2項) ②民生委員を解職する場合の同意(民生委員法第11条第2項)	5名 (審議会委員 5名)	3年毎の改選 時年1回 (書面審査随時)
3	身体障がい者福祉専門分科会	社会福祉法第11条第1項	身体障がい者の福祉に関する事項、指定自立支援医療機関の指定又は指定の取消しに関する事項を調査審議する。	①身体障がい者の福祉に関する事項(社会福祉法第11条第1項) ②指定自立支援医療機関の指定又は指定取消しに関する事項(障害者総合支援法第59条第1項及び第2項)	14名 (うち11名は部会委員を兼ねる)	年6回 (定例会6回、書面審査随時)
4	身体障がい者福祉専門分科会審査部会	社会福祉法施行令第3条第1項	身体障がい者の障害程度の審査に関する事項、身体障害者手帳の交付申請に係る医師の指定又は指定の取消しに関する事項を調査審議する。	①身体障がい者の障害程度の審査に関する事項(社会福祉法施行令第3条第1項) ②身体障害者手帳の交付申請に係る医師の指定(身体障害者福祉法第15条第2項) ③身体障害者手帳の交付申請に係る医師の指定の取消し(身体障害者福祉法施行令第3条第3項)	11名 (専門委員 11名)	年12回 (定例会12回、書面審査随時)
5	障がい者権利擁護専門分科会	障害者差別解消法第14条	障がい者の権利擁護について調査審議する	①障がい者を理由とする不当な差別的取扱い、合理的配慮の提供に関する相談対応に関する事項 ②障がい者の共生社会づくりに関する事項	-	休止中
6	児童福祉専門分科会	社会福祉法第12条第1項及び児童福祉法第8条第1項	県社会的養育推進計画に関する事項の意見聴取	①児童福祉に関する事項(社会福祉法第12条第1項) ②母子家庭等の福祉に関する事項(母子父子寡婦福祉法第7条) ③母子保健に関する事項(母子保健法第7条)	7名 (審議会委員 1名、専門委員 6名)	年2回程度 (定例会2回)
7	児童福祉専門分科会 里親審査部会	児童福祉法施行令第29条	里親の適否の審査に関する事項を調査審議する。	里親又は保護受託者の認定に係る意見具申(児童福祉法施行令第29条)	5名 (審議会委員 1名、専門委員 4名)	年6回 (定例会6回)

	審議会名	設置根拠	設置目的	調査審議事項	委員数	開催回数
8	児童福祉専門 分科会 図書審査部会	児童福祉 法第8条第 9項	児童及び知的障がい者の 福祉を図るための図書の推 薦、勧告を行う。	児童及び知的障がい者の福祉を図るため の図書の推薦、勧告に関する事項（児童福 祉法第8条第9項）	4名 （専門委員 4名）	年4回 （定例会4回）
9	児童福祉専門 分科会 映画審査部会	児童福祉 法第8条第 9項	児童及び知的障がい者の 福祉を図るための映画の推 薦、勧告を行う。	児童及び知的障がい者の福祉を図るため の映画の推薦、勧告に関する事項（児童福 祉法第8条第9項）	4名 （専門委員 4名）	年3回 （定例会3回）
10	児童福祉専門 分科会 処遇審査部会	児童福祉 法第8条第 2項	児童又はその保護者に対 する措置に係る意見聴取。	児童又はその保護者の処遇に対する事項 （児童福祉法第8条第2項）	5名 （専門委員 5名）	年4回 （定例会4回）
11	児童福祉専門 分科会 保育所審査部 会	児童福祉 法第35条 第6項（第 8条第1項）	新たな保育所の設置許可 について、意見聴取を行う。	保育所（市町村立を除く）の設置に関す る事項（児童福祉法第35条第6項）	5名 （専門委員 5名）	年2回
12	児童福祉専門 分科会 重大事故・児童 虐待検証部会		虐待事案、重大事故の検証 及び再発防止策を提言する ため。	虐待事案、重大事故の検証及び再発防止 策に関する事項	5名 （専門委員 5名）	年1回
13	子育て支援専 門分科会	子ども・子 育て支援 法第72条 第4項	子ども・子育て支援に関す る施策の総合的かつ計画的 な推進に関する事項等につ いて調査審議する。	①長野県子ども・子育て支援事業支援計画 に関する事項 ②県における子ども・子育て支援施策に関 する事項	14名 （審議会委員 1名、専門委 員13名）	年3回程度 （定例会）
14	地域福祉計画 専門分科会	社会福祉 法第11条 第2項	地域福祉に関する事項、地 域福祉支援計画に関する事 項について調査審議する。	地域福祉、地域福祉支援計画に関する事 項	10名	年1回程度 （策定年度 3回程度）
15	保護施設基準 専門分科会	社会福祉 法第11条 第2項	条例で定めることとされ た社会福祉サービスの人員、 設備及び運営に関する基準 について審議する。	保護施設の設置管理基準に関する事項	4名	年1回
16	高齢者福祉施 設基準専門分 科会	社会福祉 法第11条 第2項		高齢者福祉施設の設置管理基準に関する 事項	15名	休止中
17	障がい福祉施 設基準専門分 科会	社会福祉 法第11条 第2項	条例で定めることとされ た社会福祉サービスの人員、 設備及び運営に関する基準 について審議する。	障がい福祉施設（障がい児施設を含む） の設置管理基準に関する事項	-	休止中
18	児童福祉施設 等基準専門分 科会	社会福祉 法第11条 第2項	社会福祉法人が実施を予 定又は実施している地域公 益事業について調査審議す る。	児童福祉施設（障がい児施設を除く）及 び女性自立支援施設の設置管理基準に関 する事項	-	休止中
19	社会福祉法人 地域公益事業 専門分科会	社会福祉 法第55条 の2第6項、 第8項		地域公益事業に関する事項	6名	年1回
20	福祉サービス 第三者評価推 進専門分科会	社会福祉 法第78条	福祉サービス事業者が提 供するサービスの質を専門 的かつ客観的に評価するた め。	福祉サービス第三者評価事業に関する事 項	7名	年3回

【事業概要(健康福祉政策課企画調整係)】

⑤ 社会福祉連携推進法人立上げ支援事業  
(根拠法令:社会福祉法)

【予算額及び内訳】 250万円(国庫補助金 250万円)

【予算の主な内容】 補助金

【目指す姿】

地域共生社会の実現に向け、社会福祉法人の運営を強化する新たな手法として令和4年4月に施行された「社会福祉連携推進法人」の設立を促進する。

【現 状】

社会福祉法人が地域の非営利セクターの中核として様々な生活課題へ対応できるよう、経営基盤を強化し、連携・協働化しやすいよう環境を整備する必要がある。

【事業内容】

社会福祉連携推進法人を設立するために必要な経費に対する補助

○ 補助対象経費

- ・ 設立準備会や合同研修会の開催経費
- ・ 先駆的な連携推進業務の企画立案や実施に係る経費(例:地域課題を踏まえた法人後見の実施) 等

○ 補助対象者

社会福祉連携推進法人の設立が見込まれるグループ

○補助額

定額 1団体あたり250万円以内(立上げ時 1度限り)